

『愛玩動物看護師カリキュラム準拠教科書 5 卷
公衆衛生学 動物看護関連法規 動物愛護・適正飼養法規』（改訂第 2 版 1 刷）
正誤表

掲載記事中、以下の記述に誤りがございました。ここに訂正させていただくとともに読者の皆様および関係者の方々に深くお詫び申し上げます。

株式会社 EDUWARD Press

2026 年 1 月 20 日作成

頁	記事タイトル	該当箇所	誤	正
P25	第 2 章 5	下から 1 行 目	潜伏感染期 (latent period または pre-infectious period)	感染性待ち期間 (latent period または pre-infectious period)
P25	第 2 章 5	右下から 2 行目	世代間隔 (serial interval)	世代間隔 (generation interval)
P26	第 2 章 5	図 1-2-4 内	世代間隔	発症間隔
P26	第 2 章 5	図 1-2-4 内	潜伏感染期	感染性待ち期間
p. 50	第 3 章 2. 4 . クリミ ア・コンゴ 出血熱	右 上から 13 行目	○病原体：ブニヤウイルス科	○病原体： ナイロウイルス科
P55	第 3 章 8. 日本脳 炎	左段 8 行目	○診断：患者の組血清につい て、抗原測定を行う。	○診断：患者の組血清につい て、 抗体 測定を行う。
P. 58	3 章 2. 13. リフト バレー熱	左 4 行目	○病原体：リフトバレー熱ウ イルスはブニヤウイルス科	○病原体：リフトバレー熱ウ イルスは フェヌイウイルス科
P. 58	3 章 2. 14. ハンタ ウイルス 感染症	右 12 行目	○病原体：両者とも、ブニヤ ウイルス科	病原体：両者とも、 ハンタウ イルス科
P122	演習問題	問 7 の選択 肢	① エキノコックス症 ② アニサキス症 ③ ウエステルマン肺吸虫症 ④ 有鉤条虫症 ⑤ ピロプラズマ病 (バベシア 病)	① エキノコックス症 ② アニサキス症 ③ ウエステルマン肺吸虫症 ④ 有鉤条虫症 ⑤ タイレリア症

P125	第 3 章 演習問題 解答	問 7 の正解 と解説文	正解⑤ ピロプラズマ病（バベシア病） ピロプラズマ病はヒトではネズミバベシアの感染が知られているが非常にまれである。	正解⑤ タイレリア症 ピロプラズマ類はタイレリア（Theileria）属あるいはバベシア（Babesia）属の感染を原因とする疾病（ピロプラズマ病）で、世界に分布する。タイレリア属では牛、鹿、馬での発症（タイレリア症；Theileriosis）の報告はあるがヒトでの報告はない。
P125	第 3 章 演習問題	解答 問 7 解説文最終 行	有鉤条虫は中間宿主の牛肉の生食により感染する	有鉤条虫は中間宿主の 豚肉 の生食により感染する
P136	第 4 章 2	右上から 15 行目	鶏卵の消費量が世界で第 1 位であることや	鶏卵の消費量が 多い ことや
P144	第 4 章 2	左上から 8 行目	● そのほか、青梅、ビワ等の有毒成分である青酸配糖体やバレイショ（ジャガイモのこと）の芽または緑色部分（有効成分はソラニン、チャコニン等）などが、植物性自然毒である。	● そのほか、青梅、ビワ等の有毒成分である青酸配糖体やバレイショ（ジャガイモのこと）の芽または緑色部分（ 有毒 成分はソラニン、チャコニン等）などが、植物性自然毒である。
P154	第 4 章 6	左下から 8 行目	腸管出血性大腸炎（EHCH）	腸管出血性大腸炎（ EHEC ）
P211	第 5 章 演習問題	問 10 ⑤	⑤X 線廃液は液状であるものの 特別管理 産業廃棄物であり、動物病院がその処理を専門の業者に委託する場合には、マニフェストに記入し関係業者に交付しなければならない。	⑤X 線廃液は液状であるものの産業廃棄物であり、動物病院がその処理を専門の業者に委託する場合には、マニフェストに記入し関係業者に交付しなければならない。（「 特別管理 」を削除）
P215	第 5 章 演習問題	問 10 解説 文	問 10 正解⑤ X 線廃液は液状であるものの 特別管理 産業廃棄物であり、動物病院がその処理を専門の	問 10 正解⑤ X 線廃液は液状であるものの産業廃棄物であり、動物病院がその処理を専門の業者に委

			業者に委託する場合には、マニフェストに記入し関係業者に交付しなければならない。	託する場合には、マニフェストに記入し関係業者に交付しなければならない。（「特別管理」削除）
P215	演習問題	問 10 解説文	④「特定廃棄物」とは、国が定めた特定地域における廃棄物、すなわち「特定地域内廃棄物」と、特定地域の内外を問わずセシウム 134 とセシウム 137 との合計が 8,000 Bq/kg を超える廃棄物、すなわち「指定廃棄物」の両者を指す。	④「特定廃棄物」とは、国が定めた対策地域における廃棄物、すなわち「対策地域内廃棄物」と、対策地域の内外を問わずセシウム 134 とセシウム 137 との合計が 8,000 Bq/kg を超える廃棄物、すなわち「指定廃棄物」の両者を指す。
P273	演習問題	見出し 1 行目	第 3 章公衆衛生行政法規 演習問題	第 5 章公衆衛生行政法規 演習問題
p. 284	第 6 章 2. その他に関連する法律	右 下から 10 行目から 7 行目	なお、麻薬施用者免許については、医師、歯科医師または獣医師でなければ免許を受けることができない（法第 2 条）	なお、麻薬施用者免許については、医師、歯科医師または獣医師でなければ免許を受けることができない（法第 3 条 2 項）
P. 284 ~285	第 6 章 2. その他に関連する法律 麻薬及び向精神薬取締法	右 下から 3 行目から次ページ左 1 行目	なお、麻薬管理者免許については、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師でなければ免許を受けることができない（法第 2 条）。	なお、麻薬管理者免許については、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師でなければ免許を受けることができない（法第 3 条 2 項）。
P308	第 1 章 1	右下から 6 行目	● また、第一種動物取扱業者は、動物取扱責任者に都道府県知事等が行う動物取扱責任者研修を、1 年に 1 回以上受けさせなければならない（法第 22 条第 3 項）。	該当箇所削除
P353	第 3 章 7	左下から 1 行目	● この条例の制定、改廃、文化財の指定や解除を行った場合には、教育委員会は文化庁	● この条例の制定、改廃、文化財の指定や解除を行った場合には、教育委員会は文化庁

			長官にその旨を報告しなければならぬ（3項）。	長官にその旨を報告しなければならぬ（4項）。
--	--	--	------------------------	------------------------